

Title	G・ライプホルツ, 『現代民主主義の構造問題』
Sub Title	
Author	東畑, 隆介(Tobata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.114- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

G・ライプホルツ

『現代民主々義の構造問題』

Gerhard Leipholtz, Strukturprobleme der modernen Demokratie,

Verlag C. F. Müller Karlsruhe 1958, ss. 340

本書の著者ライプホルツはゲッティンゲン大學教授兼連邦憲法裁判所判事である。その肩書から予想せられる如く本書は歴史學としてではなく、法學、政治學的に現代民主々義の問題を論じている。併し本書には自由主義、民主々義の歴史に關心を有する者にとつて有益な論考が含まれているし、T. Schieder等の歴史家の論文にも引用せられているので紹介することにした。

本書は四章に分れ、一、「民主々義と選舉權」二、「近代民主々義の構造問題」、三、「民主々義と全體主義國家」四、「公法に於ける政治の根本概念形成の理論について」という標題の下にそれに關係する二十一の論文が收められている。こゝでは比較的歴史、政治史に關係の深い第二章の論文「現代民主々義の構造轉換」を紹介する（なお同じ章に「民主々義の概念と本質」

という論文が收められているが内容は殆ど同じである）。

現代の民主々義を論ずるに先立つて彼は、それを理解しようとする觀念、範疇、概念が、著しく變化してしまつた現實に適合したものでないと指摘する。最近百年間の民主々義の構造の變化はもはや十九世紀の概念では理解出來なくなつた。

それでは民主々義とは何か？問題となるが、先驗的な時間、空間を超えた民主々義の概念は存在せず、歴史的に變化し、時代毎に新たな内容の解釋が民主々義の概念に對してなされねばならぬ。例えば平等の問題を取り上げてみても十九世紀の平等はアリストクラティックなそれであり、人間をその素質、才能、性格、知性に應じて取扱ういわば *proportionale Gleichheit* と呼び得る性格を有した。斯かる平等觀こそ十九世紀の自由主義、自由民主々義の特色であり、この根本的態度から議會なる團體は國民のエリート——名望家から成るといふ議會代表民主々義特有の觀念が生じたり、エリートが選出されるよう選舉權が制限されたりした。

かように議會に選出せられたエリートは特定の選舉團體、選舉地域の代表者ではなくて、全國民の代表たらねばならなかつた。斯かる根本的態度をブラックストーンは、議會は王國のために奉仕せねばならぬという言葉で表現した。パーク、J・S・ミル、ベンジャミン・コンスタン、ギゾー、クリーバー、ヴェ

ルカー、ロウテク、ブルンチュリ等も同様な考えを抱いていた。

かく十九世紀の議員は全國民の代表者であり、議會の決議は選舉者のグループや他の組織の拘束を受けず、いわゆる選舉人の指圖 *imperative Mandat* は自由な議會代表制とは相容れなかつた。決議の際議員を拘束するのは良心のみであつた。こうした議員の獨立性の保持のために代表議會制を選舉人から遮蔽しようと試みられたり、また政黨が嫌惡せられ、その合法化と承認は強い抵抗を受けた（政黨に對する斯かる抵抗は二十世紀の憲法、法律、議事規定 *Geschäftsordnung* にもみられる）。國民のエリートから成る自由民主主義議會はその政治活動の自由と討論の公開性とをその特徴とし、自由な意見の交換後に理性的な最上の決議が議會でなされたという信頼感を國民に與えた。

斯かる公開性やその結果たる建設的妥協の故に、議會の立法は、その他の國家發言や具體的、個人的命令より高い普遍的、抽象的性格を有していた。

二

然るに今日の政治に於ては、斯かる自由民主主義、代表民主主義は絶えず非現實的なものとなつていく。二十世紀の平等はもはや十九世紀の *proportionale Gleichheit* でなく、算術的、數學的平等となつた。斯かる徹底せる平等化は政治のみならず、社會、經濟、文化領域に革命的とも云える變化をもたら

批評と紹介

した（現代憲法にみられる社會的基本的人權 *soziales Grundrecht* 社會的國家 *sozialer Staat* 社會的福祉國家等）。

かくる社會的基本權、社會的法治國家は必ずしも眞の基本的人權と合致し、それを産み出すものではない。寧ろ自由な基本的人權は社會的基本權との間に緊張關係にある。現在増大しつつある徹底的平等化は、政治、社會生活の領域での廣範な民主化と反自由化とを意味するのである。このことは自由主義と民主主義とが結局は止揚し得ぬ緊張關係にあることから生ずるのである。過去百年間の選舉權の問題をめぐる歴史は、君主政に對する共同闘争により覆われていた兩者の葛藤であつた。兩者の争いは民主主義の勝利に終り、下層階級の政治的解放を伴う選舉權の民主化と何百萬もの能動的市民 *Aktivbürger* を組織化し活動能力を持たせしめる政黨の力の増大との結果、「國民の意志は近代民主主義國家の現實に於ては、先ず政治的行動單位としての政黨内に出現する」（八九頁）事態が生じたのであつた。

民主主義の問題が代表議會制から政黨國家民主主義へと變化した以上、次に問題となるのは從來の民主主義とは異質的な政黨國家民主主義である。その特徴が十三點擧げられているが、それを簡単に述べると

一、現代政黨國家は、人民投票民主主義の合理化せられた現象形態乃至は近代の水平化せられた國家 *Flächenstaat* で行

われる直接民主主義の代用物であり、自由、代表、民主主義と非常に相違する性格を有する故に、社會契約論に示されたルソーの餘りにも單純な見解に根本的な疑惑を生ぜしめる。

二、政黨國家では人民（一般）意志は、政黨が形成するために、政黨と議會の多數黨の意志が *volonte generale* と見做される點で、能動的市民の多數意志が人民の全體意志とされる人民投票民主主義と相違する。

三、政黨國家の大衆民主主義に於ては、議會の性格は從來と異り、それはそれ以外の場所で豫めなされた決議を登記するよう拘束せられた黨委員の會合場と化し、討論も初期の創造的性格を喪失し、もはや見解を異にする議員の説得ではなく、窓越しに告げられる議論に強い印象を受け、將來の政治的判斷に關する影響を受ける能動的市民に直接向けられることとなる。ラジオ、テレビはこれを促進し、民主主義の重心は議會から能動的市民とその組織である政黨へと移行する。他方政治の重心は政府と官僚の側へ移行する。イギリスに於てすら現在は、議會が從來有していた主權は絶えず能動的市民、政府、政黨のために剝奪せられ立法を推進する力は内閣が有することとなった。

四、かように議會の地位が變化すると、それは個々の議員にも影響し、會て良心のみに従つて決議した議員も、現在では政黨内の組織的、技術的な鎖であるに過ぎない。

五、かゝる議員の獨立性の喪失は急進的政黨では一般的とも

云える傾向である。例えば一九一四年の開戦信認の承認をめぐるドイツ社會民主黨の行つた黨派の強制 *Fraktionszwang* はその一例である。保守、自由主義政黨もその傾向を示しつつある。イギリスでさえ特定の人格中心の個人的色彩の強い政黨の時代は、一八三二年の選舉法改正、六七年の改革を境に過去のものとなった。

六、議員に對して政黨の有する力が増大すると、議員が反黨的態度という理由で黨により責任を問われることが増大した。現在では議員が政黨から徐名せられることは、その政治經歷にピリオドを打つことを意味する。

七、議員の受けとる過剩支出賠償 *Aufwandsentschädigung* は、その本來の性格と議員の獨立を保證する資格とを喪失した（會ては、議員は斯かる報酬のみを得、勤務の俸給を受けとらず獨立性を保持していた）。過剩支出賠償は今や俸給的性格を帯びるようになった。

八、議會の選舉の性格は全く變つた。それは政黨の結集した能動的市民が政黨の指名候補者とその支持する黨綱領に好都合な政治意志を表明する人民投票的行爲となった。

九、十九世紀の立憲國家の執行府の解散權は、議會を王冠の望みに適應した状態に保持する目的で使用せられていたが、現在では斯かる解散權は四、五年の立法期間後における人民の意志を人民投票的に表現する機會を與える手段となつてゐる。そ

れ故に長期の立法期間に附隨する硬直化の緩和が問題となるが、立法期間の短期化は議員の決斷の自由の麻痺、民主々義政黨國家に不可缺の安定した政府の形成への障害となる困難が伴なう。

十、政黨に結集される能動的市民の人民投票的政治判斷が具體化し、明白なものとなればなる程政黨國家は優れた機能を發揮する。十九世紀、二十世紀初頭の英國の選舉がその例である。それ故政黨民主主義にあつては、國民の存立にかゝる重要問題は、原則として能動的市民に提立せられ、その決斷に委ねられる。英國では慣習的に人民からの指圖なしには急激な政策の變更は行われない。斯様に現代では政黨が能動的市民の意志の執行者となり、政府、議會は選舉の結果、黨綱領で詳細に梗概が記され具體的内容を有する委託がなされた場合にのみ政治活動を行う資格を有するに過ぎぬ。

十一、選舉の性格が變化すると、議員は自由な代表的人格として選舉民に臨むのでなく、一定の問題決定の保證人である政黨の代表者として臨むこととなる。こういった變化を反映するのがイギリス議會での自由黨と無所屬との没落である。又黨派的に固定されていない能動的市民の大半も黨派に拘束せられていて感している。その結果浮動票の大半は實際には浮動票として算入され得ない。政黨國家に於ける何百萬もの能動的市民は四、五年に一回投票函に赴き國民としての義務を果すだけで、

しばしば時間、健康、金錢を費して黨内の政治活動に献身する他人の活動に依存する受益者となつてゐる。

十二、政黨國家民主主義の時代には、自由、代表議會制の意味での十九世紀式の選舉改革はもはや時代遅れである。

十三、民主々義の變遷に伴なう職業官僚の地位の問題であるが、官僚は政黨國家に對する明白な忠誠義務を有し、上層官僚の政治化は避けられねばならぬ。官僚は政黨政治からの中立的な立場を占めると同時に、黨からも自由な活動の場を有する。官僚が國民から遮斷せられた獨立的、永續的支配構造となることは回避されねばならぬ。

このように政黨國家民主主義を概観するとそれが古典的代表議會制と對立關係にあることは明らかである。後者の立場から前者のもたらす弊害を克服する試みが現在なされている（政黨の抑制、議會の政黨、フラクションからの獨立性の回復等）が、それは政黨國家に内在する危機を除去する創造的力を有さない故、結局は挫折する。必要なのは新しい方法である。

この際警戒されねばならぬのは、政黨國家は民主々義の退化現象であると思ふ誤れる觀念である。斯かる誤れる觀念がピスマルク、ワイマール體制での政黨の輕視となり、政黨を禁止するヒットラーの支配を許したのである。かゝるドイツの反政黨的觀念は過去百五十年間のプロイセン・ドイツの國家思想と密接に關係する。自分のみが普遍的な利益の要求するものを解し

得るとするヘーゲルや浪漫主義者の傳統は君主とその政府の代表する國家の超黨派性の傳統的觀念の基となつた。現在尙お存在する國民と政黨の對立を強調する政治的浪漫主義は、今日の民主主義では人民を政治的に組織化し、活動能力を有せしめるのが政黨であるという事實を看過しているが故に、國民が自由な人民投票で意志表示をしない全體主義的な一黨國家と共に何ら問題の解決にならぬ。

三

しかし、政黨國家民主主義は今日決して修正を必要としない譯ではない。たゞ、修正を行うには政黨國家民主主義がそれ自らの法則性と構造の特殊性に於て把握されねばならぬ。こうして新しい民主主義の不可缺の器具たる政黨が自らの潜在的破壊者となり、遂には自由の破壊者となることが豫防されねばならぬ。

この目的達成の手段として擧げられているのは、能動的市民自身の積極的活動化を、議會代表自由主義の傳統的手段によつてでなくて、政黨自體の民主化——下から上へと行われる黨内の意志形成、下からの信頼をもつて承認せられる黨幹部の存在——によつて促進されなければならぬ點にある。

なお、將來の黨法規の問題として、

一、黨の意志が黨員全體の信頼に基くようにするために、民主的に組織せられた地方團體、地方のメンバーの地域集會の選出した代表、下部の黨組織等から成るピラミッド的構成の黨大

會の存在、黨幹部の獨裁阻止のための民主的選舉法に關する最小限度必要な規定の確立などが問題となる。

二、黨員の法的な地位の民主化のため、黨市民の平等化、特に黨市民の平等な投票權の保有、黨大會での自由な發言權、黨加入・離脱の自由の確立、忠實な黨員に對する恣意的な除名をふせぐ豫防手段等が問題とある。

三、黨組織の民主化に應じて連邦議會と各邦の議會の團體候補者推選は民主的に行われ、議員を上から任命する黨官僚制とヒエラーキーの打破が問題となる。

四、國家社會主義を援助した資本家團體、外國の資金源、労働組合等の及ぼす非民主主義的影響からの政黨の保護が問題となる。そのためには、黨の會計報告を公開したり、公の資金が専ら黨活動への援助に當てられたりしなければならぬ。

四

以上がこの論文の主たる論旨である。上述した如く著者は政黨(現代の)民主主義を肯定しているが、その弊害にも敏感である。民主主義は相對的、歴史的なものとして把握せられ、獨裁制と絶對的に對立するものでない(「民主主義の概念と本質について」でこの問題が觸れられている)と迄云つてゐる。しかし乍ら賢明にも現代民主主義の不可避性を承認し、それに内在している弊害の克服を意圖している。その際守られるべきものは、人間の個性であり、その根底には著者にとつて普遍的、超

歴史的價値たる古代、キリスト教、自然法、ヒューマニズム、合理主義の遺産たる基本的人權が存する（なお本書収録の論文「全體主義國家の現象」で十九世紀の懷疑主義、相對主義が全體主義に貢献したことが指摘されている）。この點更めてヨーロッパの自由の傳統の根強さを感じしめる。平等は必ずしも均一化を意味しないであろう。とはいえ、なお若干問題とすべき點があるように思われる。それを簡単に述べると、

一、平等化は確かに均一化の危険を含むがそのことは必ずしも人間の同格化の否定を意味しない。著者は均一化の弊害を力説する餘り、平等の觀念を過度に蔑視した如く思われる。著者が説く如く、自由と平等とは「止揚し難き緊張關係」にあるにせよ、ハイマンの主張する如く、緊張の除去でなく、相互關係にある動的な二極間の平衡への努力がなされねばならない。

二、著者は問題を専ら個性の喪失や政黨内部のそれに限つて論じているが、現代の大衆民主主義の重要な問題として、E・H・カーなどにより指摘せられたデモクラシーとナショナリズムとの結合とその解決の問題に觸れてもらいたかつた。

三、これは無理な要求であろうが、著者は歴史家でなく、社會科學者であるから十九世紀、二十世紀民主主義の把握は優れて類型的である。この點で歴史家である我々は、十九、二十世紀史、なканずく選舉權の問題をめぐる歴史をより具體的、個性的に把握する必要がある。（東畑隆介）

批評と紹介

有職故實

（河鐸實英著）
塙書房發行

近年、懷古思潮から再び古典の文化史的研究が盛んになり、この補助學科として有職故實學を一通り修得する必要は云うまでもない。この有職故實は從來、特種階級に永く相傳の祕法として保存のために公開が遅れ、今後も研究を重ねて明かになる學問で、初學者の手に手ごろの編著はすくない。

今次、舊公家の出身で、昭和女子大學の河鐸實英教授によつて好著が印行された。

有職は初め有識の文字で宮廷の儀式故事に精通の人の意であつたが、何時の頃にか有職故實の文字に變り、その範圍も擴大され、武家時代に入つては武家特有の儀式慣習が公家ものから漸次發達し、自ら相違するので、近世に至つて公家の故實に對して武家故實と云うものが成立した。しかし有職故實と云えば主として公家ものを中心としている。

この研究は、先ず文献によつて行事の次第作法を知り、實物に接して服飾の種類とその着け方を習うことであるが、この行事に關する書籍では古く西宮記、江家次第、公本根源等があるが、今日初步の學徒では其の記述内容を直に理解するは困難であり、更に實物は多く散逸して遽に接し見聞することは容易で